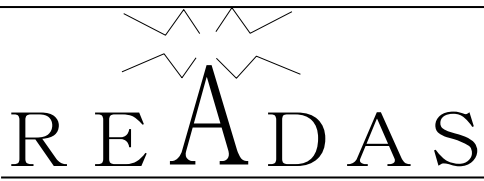


第 6081 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 11月 13日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 贈与の一部を戻す場合

Q：私が所有している土地を子供に贈与するつもりで登記を済ませました。ところが、贈与税の計算をしたら、かなりの税額になることが分かりましたので、今年は半分だけにしようと思うのですが、問題ないでしょうか？

A：贈与行為が軽率に行われたようなときには、贈与税の申告期限等までに贈与財産のすべてを元の所有者の名義に戻した場合に限り、贈与がなかったものとして取り扱われます。

【解説】

贈与税では、不動産や株式等の名義変更があった場合に、対価の授受が行われなときは、原則として贈与があったものとして取り扱われます。

しかし、不動産等の贈与登記をしたことが過誤に基づき又は軽率にされたものであり、かつ、それが取得者等の年齢、社会的地位その他により確認できるときは、贈与税の申告もしくは決定又は更正の日前までに財産の名義を元の所有者としたときに限り、贈与がなかったものとして取り扱われます。

ご質問の場合、贈与登記が軽率に行われたと認められたとしても、土地の半分をあなた名義に戻ただけでは、子供さんに対して贈与税が課税されることとなりますので、贈与を取り消すには、贈与したすべてをあなた名義に戻す必要があります。

